

(12) 地方拠点都市地域の拠点地区に係る特例措置の延長

地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地域発展の核となる地方拠点都市地域を一体的に整備するとともに、産業業務施設の再配置の促進を図り、地方の自立的成長の促進と国土の均衡ある発展を図るため、基本計画の同意期限及び適用期間を延長する。

○特別土地保有税：非課税（拠点地区内で整備される産業業務施設及び教養文化施設等）

○事業所税：新增設 非課税

資産割 課税標準5年間1/2

（拠点地区内で整備される教養文化施設等）

産業業務施設：東京23区から拠点地区へ移転又は拠点地区において新增設する、営利目的の事務所、研究所

教養文化施設等：教養文化施設（劇場、図書館、博物館、美術館）、スポーツ又はレクリエーション施設、研修施設、会議場施設

(13) 総合保養地域整備法の特定民間施設（リゾート施設）に係る課税の特例措置の延長

総合保養地域整備法に基づく総合保養地域の円滑な整備を促進し、国民の自由時間の増大等に対応したゆとりある国民生活の実現、地域の振興を図るため、リゾート施設に係る特例措置の適用期間及び変更同意期限（所得税・法人税のみ）を延長する。

○所得税・法人税：特別償却

（重点整備地区内における一定のリゾート施設の建物、附属施設及び構築物）

当初～5年間(13/100) 9・10年目(7/100)

6・7年目(10/100) 11・12年目(6/100)

8年目(8/100) 13・14年目(5/100)

○特別土地保有税：非課税

（重点整備地区内における一定のリゾート施設の敷地に供する土地又はその取得に対するもの）

○事業所税：新增設 非課税

資産割分 課税標準 5年間 1/2

（重点整備地区内における一定のリゾート施設）